

### 財産及び債務の明細書から 財産債務調書への変更

税理士法人アフタクス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士

金子尚貴



る財産の種類、数量および価額に加えて、財産の所在、有価証券の銘柄等、「国外財産調書」の記載事項と同様の事項の記載を要することとなります。

なお、財産の評価は、原則、時価となりますが、見積価額とすることもできます。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとなります。これまでと比べると格段に詳細な内容が求められることとなり、現金預金ならまだしも有価証券等の記載についてはかなり手間のかかる作業となります。

上場企業株式であれば市場価格が時価となりますが、未上場株式などについては、毎年、株価を算定する必要があることとなります。確定申告時にあわせてのことのないよう、財産に係る事前の情報整備が肝要になるといえます。

#### ③ 過少申告加算税等の特例

財産債務調書の提出の有無等により、所得税または相続税にかかる過少申告加算税等を加減算する次のような特例措置があります。

(1) 財産債務調書に記載がある



これまで確定申告の際に「財産及び債務の明細書」を確定申告書に添付していました。平成

二十七年で税制改正により、今後、この「財産及び債務の明細書」が「財産債務調書」になると聞きました。改正の概要や影響等について教えてください。



現行の「財産及び債務の明細書」は、その年の所得金額が二〇〇万円超の方について提出

- が求められていました。しかし、
- ① 保有財産の記載が、預貯金や有価証券など概括的である
- ② 取得価額による記載も可能なため、実際に保有している資産の時価が不明である
- ③ 金額等の記載に不備のあるものが多い

——などの理由により、税申告の適正性の検証に活用するに

は不十分とされ、「国外財産調書」制度を参考に今回の見直しが行われました。

#### 1. 改正の概要

所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、新たに「財産債務調書」として整備されるとともに、提出基準・記載内容等について、次のような見直しが行われました。

##### ① 提出基準の見直し

現行の提出基準である「その年の所得金額が二〇〇万円超」に、次の(1)または(2)の要件が加わることとなります。

(1) その年の十二月三十一日において有する財産の価額の合計額が三億円以上である

(2) その年の十二月三十一日において有する有価証券等の価額の合計額が一億円以上である

る

ここでいう有価証券等とは「国外転出をする場合の譲渡所得の特例」の対象資産のことを指します。この「国外転出をする場合の譲渡所得の特例」とは、平成二十七年七月一日以降に国外転出をする居住者（転出前の日本での居住期間によっては適用除外あり）が、出国時の時価が一億円以上となる対象資産（有価証券、未決済の信用取引および未決済のデリバティブがこれに当たる）を有する場合、国外転出の時にそれらの対象資産を時価で譲渡または決済したものとみなし、その時点のそれらの含み益（または損）が実現したものとして、事業所得の金額や譲渡所得の金額を計算して課税する制度をいいます。

##### ② 記載事項の見直し

記載事項の新旧比較は表の通りですが、現行の記載事項であ

- 場合：5%軽減
- (2) 財産債務調書に記載がない場合：5%加算
- ④その他

- (1) 財産債務調書の提出に関する調査にかかる質問検査権の規定が整備されます。
- (2) 現行の「財産及び債務の明細書」と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は不要となります。
- (3) 平成二十八年一月一日以後に提出すべき財産債務調書について適用、つまり平成二十七年の所得税の確定申告に伴って施行されることとなります。

- (4) 国外財産調書のように、提出しなかった場合や不实記載の場合等における個別の罰則規定は設けられていません。

2. 今後の影響

財産債務調書には預貯金をはじめ有価証券等について個別明細の記載が必要となること、またマイナンバー制度（平成二十七年十月から社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するため、住民票を有する

表 「財産及び債務の明細書」と「財産債務調書」記載事項の変更点

区分	改正前（財産及び債務の明細書）		改正後（財産債務調書）	
	記載事項	備考	記載事項	備考
(1) 土地	用途別の地所数、面積及び金額	①庭園その他土地に附設したものを含む。 ②用途別は、自家用及び貸地の別とする。	用途別及び所在別の地所数、面積及び金額	①庭園その他土地に附設したものを含む。②用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(2) 建物	用途別の戸数、床面積及び金額	①附属設備を含む。 ②用途別は、自家用及び貸家の別とする。	用途別及び所在別の戸数、床面積及び金額	①附属設備を含む。②用途別は、一般用及び事業の別とする。
(3) 山林	面積及び金額	—	用途別及び所在別の面積及び価額	—
(4) 現金	総額	—	用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(5) 預貯金	総額	—	種別、用途別及び所在別の価額	①種別は、当座預金、普通預金、定期預金等の別とする。②用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(6) 有価証券	種類別の数量及び金額	種別は、株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別とする。	種別、用途別及び所在別の数量及び金額。なお、価額については、時価または見積価額と取得価額を併記	①種別は、株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別とする。②用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(7) 貸付金	総額	—	用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(8) 未収入金（受取手形含む）	総額	—	用途別及び所在別の価額	用途別は、一般用及び事業用の別とする。
(9) 書画骨董及び美術工芸品	点数及び総額（1点10万円未満のものを除く）	—	種別、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く）	—
(10) 貴金属類	点数及び総額（1点10万円未満のものを除く）	—	種別、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く）	—
(11) (4)(9)及び(10)に掲げる動産以外の動産	家庭用動産の総額（1個または1組の価額が10万円未満のものを除く）	—	種別、用途別及び所在別の数量及び価額（1個または1組の価額が10万円未満のものを除く）	—
(12) その他の財産	種類別の価額（1件10万円未満のものを除く）	—	種別、用途別（一般用及び事業用）及び所在別の数量及び価額	—

すべての方に一人一つの十二桁の番号が通知される）の導入により、財産債務調書にもマイナ

ナンバーを記載して提出しなければならぬこととなり、納税者のさまざまな情報（フローおよび

びストックに関する情報）がデータ化され、個別管理されることとなります。